

2 高教福第1241号
令和2年12月25日

関係市町村立学校長 様

高知県教育長

会計年度任用職員の夏期特別休暇に係る取扱いについて

令和2年4月1日から会計年度任用職員制度の運用を開始しましたが、勤務形態が週29時間未満の職員の年次有給休暇等については、制度設計の検討に時間を要したため、「会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する取扱要領（令和2年7月20日付け2高教福第520号）」の制定が遅れたことにより、周知等の期間を十分に確保することができませんでした。

つきましては、会計年度任用職員が夏期特別休暇の対象期間中に、年次有給休暇を取得している場合には、同休暇に振り替えることとし、貴職又は貴職が指名する者から該当の職員に対して別添の説明文書を配付のうえ、内容をお伝えいただくとともに、会計年度任用職員の休暇の振替の手続き等について下記のとおりよろしくお願いします。

記

1 対象職員について

週29時間未満勤務の会計年度任用職員で、令和2年7月1日から同年10月31日の期間中に年次有給休暇を取得した職員

2 取扱いについて

振り替えることができる年次有給休暇の時間は、既に取得している夏期特別休暇と合算して、取扱要領で定める付与日数を上限とします。

また、夏期特別休暇の取得単位は1日又は半日（休憩の前か後）のいずれかとなりますが、年次有給休暇から振替を行う場合は、1時間単位で取得した年次有給休暇を振替可能とします。

教職員・福利課
人事企画担当
TEL :
FAX :

令和 2 年 12 月 25 日

会計年度任用職員 各位

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

会計年度任用職員の夏期特別休暇の取得に係る取扱いについて

令和 2 年 4 月 1 日から運用を開始した会計年度任用職員制度のうち、勤務形態が週 29 時間未満の職員の年次有給休暇等については、多様な勤務形態に対応した制度とするための検討に時間を要したため、「会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する取扱要領（令和 2 年 7 月 20 日付け 2 高教福第 520 号）」の制定が遅れたことにより、周知等の期間を十分確保することができませんでした。

つきましては、当該対象期間に取得した年次有給休暇を夏期特別休暇に振り替えることとしましたので、下記により手続きしていただきますようお願いします。

この度の取扱要領の制定の遅れにより、ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

記

○取扱いについて

振り替えることができる年次有給休暇の時間は、既に取得している夏期特別休暇と合算して、取扱要領で定める付与日数を上限とします。

また、夏期特別休暇の取得単位は 1 日又は半日（休憩の前か後）のいずれかとしていますが、年次有給休暇から振替を行う場合は、1 時間単位で取得した年次有給休暇を振替可能とします。

会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する取扱要領

第1 適用

この要領は、会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する要綱（以下「要綱」という。）第5 休暇・休業等において、別に定めるとする事項の取扱いについて定めるものとする。

第2 休暇・休業等

1 有給の休暇

会計年度任用職員に対して、次の有給の休暇を与える。

(1) 年次有給休暇

勤務時間の設定が正規教職員の4分の3に相当する時間未満である者（以下「週29時間未満勤務である者」という）

任期に応じて別記第1に定めるところによる。

再度の任用など引き続いて任用された場合は繰り越すことができること。

(2) 病気休暇

ア 週20時間以上、週29時間未満勤務である者
任期に応じて別記第2に定めるところによる。

イ 週20時間未満勤務である者
別記第6に定めるところによる。

(3) 夏期特別休暇

ア 週20時間以上、週29時間未満勤務である者
任期に応じて別記第3に定めるところによる。

イ 週20時間未満勤務である者
別記第6に定めるところによる。

2 無給の休暇

会計年度任用職員に対して、次の無給の休暇等を与える。

(1) 看護休暇

ア 週20時間以上、週29時間未満勤務である者
別記第4に定めるところによる。

イ 週20時間未満勤務である者
別記第6に定めるところによる。

(2) 短期介護休暇

ア 週20時間以上、週29時間未満勤務である者
別記第5に定めるところによる。

イ 週20時間未満勤務である者
別記第6に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

別記第1（第2の1の（1）、要綱第5の1（1）関係）

年 次 有 給 休 暇

1 要件

任期が1月以上ある場合は、年次有給休暇を付与する。

2 付与日数

4月1日から翌年3月31日までの12月の間に与えることのできる年次有給休暇の日数は、次のとおりとする。

（1）週28時間勤務の者

勤務年数 (任用期間)		1年目			
		1月以上 2月以下	2月超 4月以下	4月超 6月以下	6月超 12月以下
時間数 (日数)	週28時間勤務	22時間30分 (4日)	28時間 (5日)	33時間45分 (6日)	56時間 (10日)

勤務年数		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以上
時間数 (日数)	週28時間勤務	61時間45分 (11日)	67時間15分 (12日)	78時間30分 (14日)	89時間45分 (16日)	101時間 (18日)	112時間 (20日)

（注）1 付与時間数＝（ ）の日数※×週5日勤務とした場合の平均勤務時間（5.6時間）
→15分単位で切上げ（以下（7）まで同じ。）

※（ ）の日数は、労働基準法の規定を下回らないように定めたもの（以下（7）まで同じ。）

2 週28時間勤務の勤務形態例（週） 1日7時間×4日勤務

（2）週25時間勤務の者

勤務年数 (任用期間)		1年目			
		1月以上 2月以下	2月超 4月以下	4月超 6月以下	6月超 12月以下
時間数 (日数)	週25時間勤務	20時間 (4日)	25時間 (5日)	30時間 (6日)	50時間 (10日)

勤務年数		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以上
時間数 (日数)	週25時間勤務	55時間 (11日)	60時間 (12日)	70時間 (14日)	80時間 (16日)	90時間 (18日)	100時間 (20日)

（注）1 付与時間数＝（ ）の日数×週5日勤務とした場合の平均勤務時間（5時間）

2 週25時間勤務の勤務形態例（週） 1日5時間×5日勤務

（3）週24時間勤務の者

勤 務 年 数 (任 用 期 間)		1年目			
		1月以上 2月以下	2月超 4月以下	4月超 6月以下	6月超 12月以下
時間数 (日数)	週24時間勤務	19時間15分 (4日)	24時間 (5日)	29時間 (6日)	48時間 (10日)

勤 務 年 数		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以上
時間数 (日数)	週24時間勤務	53時間 (11日)	57時間45分 (12日)	67時間15分 (14日)	77時間 (16日)	86時間30分 (18日)	96時間 (20日)

（注）1 付与時間数＝（ ）の日数×週5日勤務とした場合の平均勤務時間（4.8時間）

2 週24時間勤務の勤務形態例（週） 1日6時間×4日勤務

(4) 週23時間15分勤務の者

勤務年数 (任用期間)		1年目			
		1月以上 2月以下	2月超 4月以下	4月超 6月以下	6月超 12月以下
時間数 (日数)	週23時間15分勤務	18時間45分 (4日)	23時間15分 (5日)	28時間 (6日)	46時間30分 (10日)

勤務年数		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以上
時間数 (日数)	週23時間15分勤務	51時間15分 (11日)	56時間 (12日)	65時間15分 (14日)	74時間30分 (16日)	83時間45分 (18日)	93時間 (20日)

(注) 1 付与時間数＝() の日数×週5日勤務とした場合の平均勤務時間 (4.65時間)

2 週23時間15分勤務の勤務形態例 (週) 1日7時間45分×3日勤務

(5) 週21時間勤務の者

勤 務 年 数 (任 用 期 間)		1年目			
		1月以上 2月以下	2月超 4月以下	4月超 6月以下	6月超 12月以下
時間数 (日数)	週21時間勤務	17時間 (4日)	21時間 (5日)	25時間15分 (6日)	42時間 (10日)

勤 務 年 数		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以上
時間数 (日数)	週21時間勤務	46時間15分 (11日)	50時間30分 (12日)	59時間 (14日)	67時間15分 (16日)	75時間45分 (18日)	84時間 (20日)

(注) 1 付与時間数＝() の日数×週5日勤務とした場合の平均勤務時間 (4.2時間)

2 週21時間勤務の勤務形態例 (週) 1日7時間×3日勤務

(6) 週20時間勤務の者

勤 務 年 数 (任 用 期 間)		1年目			
		1月以上 2月以下	2月超 4月以下	4月超 6月以下	6月超 12月以下
時間数 (日数)	週20時間勤務	16時間 (4日)	20時間 (5日)	24時間 (6日)	40時間 (10日)

勤 務 年 数		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以上
時間数 (日数)	週20時間勤務	44時間 (11日)	48時間 (12日)	56時間 (14日)	64時間 (16日)	72時間 (18日)	80時間 (20日)

(注) 1 付与時間数＝() の日数×週5日勤務とした場合の平均勤務時間 (4時間)

2 週20時間勤務の勤務形態例 (週)

1日5時間×4日勤務 又は 1日4時間×5日勤務

(7) 週5時間以上、週20時間未満の勤務の者

勤 務 年 数 (任 用 期 間)		1年目				2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以上
		1月以上 2月以下	2月超 4月以下	4月超 6月以下	6月超 12月以下						
時間数 (日数)	週19時間勤務	15時間15分 (4日)	19時間 (5日)	23時間 (6日)	38時間 (10日)	42時間 (11日)	45時間45分 (12日)	53時間15分 (14日)	61時間 (16日)	68時間30分 (18日)	76時間 (20日)
	週18時間勤務	14時間30分 (4日)	18時間 (5日)	21時間45分 (6日)	36時間 (10日)	39時間45分 (11日)	43時間15分 (12日)	50時間30分 (14日)	57時間45分 (16日)	65時間 (18日)	72時間 (20日)
	週17時間勤務	13時間45分 (4日)	17時間 (5日)	20時間30分 (6日)	34時間 (10日)	37時間30分 (11日)	41時間 (12日)	48時間45分 (14日)	54時間30分 (16日)	61時間15分 (18日)	68時間 (20日)
	週16時間勤務	13時間 (4日)	16時間 (5日)	19時間15分 (6日)	32時間 (10日)	35時間15分 (11日)	38時間30分 (12日)	45時間 (14日)	51時間15分 (16日)	57時間45分 (18日)	64時間 (20日)
	週15時間30分 勤務	12時間30分 (4日)	15時間30分 (5日)	18時間45分 (6日)	31時間 (10日)	34時間15分 (11日)	37時間15分 (12日)	43時間30分 (14日)	49時間45分 (16日)	56時間 (18日)	62時間 (20日)

(注) 付与時間数＝() の日数×週5日勤務とした場合の平均勤務時間

勤務年数 (任用期間)		1年目				2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以上
		1月以上 2月以下	2月超 4月以下	4月超 6月以下	6月超 12月以下						
時間数 (日数)	週15時間勤務	12時間 (4日)	15時間 (5日)	18時間 (6日)	30時間 (10日)	33時間 (11日)	36時間 (12日)	42時間 (14日)	48時間 (16日)	54時間 (18日)	60時間 (20日)
	週14時間勤務	11時間15分 (4日)	14時間 (5日)	17時間 (6日)	28時間 (10日)	31時間 (11日)	33時間45分 (12日)	39時間15分 (14日)	45時間 (16日)	50時間30分 (18日)	56時間 (20日)
	週13時間勤務	10時間30分 (4日)	13時間 (5日)	15時間45分 (6日)	26時間 (10日)	28時間45分 (11日)	31時間15分 (12日)	36時間30分 (14日)	41時間45分 (16日)	47時間 (18日)	52時間 (20日)
	週12時間勤務	9時間45分 (4日)	12時間 (5日)	14時間30分 (6日)	24時間 (10日)	26時間30分 (11日)	29時間 (12日)	33時間45分 (14日)	38時間30分 (16日)	43時間15分 (18日)	48時間 (20日)
	週11時間勤務	9時間 (4日)	11時間 (5日)	13時間15分 (6日)	22時間 (10日)	24時間15分 (11日)	26時間30分 (12日)	31時間 (14日)	35時間15分 (16日)	39時間45分 (18日)	44時間 (20日)
	週10時間勤務	8時間 (4日)	10時間 (5日)	12時間 (6日)	20時間 (10日)	22時間 (11日)	24時間 (12日)	28時間 (14日)	32時間 (16日)	36時間 (18日)	40時間 (20日)
	週9時間勤務	7時間15分 (4日)	9時間 (5日)	11時間 (6日)	18時間 (10日)	20時間 (11日)	21時間45分 (12日)	25時間15分 (14日)	29時間 (16日)	32時間30分 (18日)	36時間 (20日)
	週8時間勤務	6時間30分 (4日)	8時間 (5日)	9時間45分 (6日)	16時間 (10日)	17時間45分 (11日)	19時間15分 (12日)	22時間30分 (14日)	25時間45分 (16日)	29時間 (18日)	32時間 (20日)
	週7時間45分 勤務	6時間15分 (4日)	7時間45分 (5日)	9時間30分 (6日)	15時間30分 (10日)	17時間15分 (11日)	18時間45分 (12日)	21時間45分 (14日)	25時間 (16日)	28時間 (18日)	31時間 (20日)
	週7時間勤務	5時間45分 (4日)	7時間 (5日)	8時間30分 (6日)	14時間 (10日)	15時間30分 (11日)	17時間 (12日)	19時間45分 (14日)	22時間30分 (16日)	25時間15分 (18日)	28時間 (20日)
	週6時間勤務	5時間 (4日)	6時間 (5日)	7時間15分 (6日)	12時間 (10日)	13時間15分 (11日)	14時間30分 (12日)	17時間 (14日)	19時間15分 (16日)	21時間45分 (18日)	24時間 (20日)
	週5時間勤務	4時間 (4日)	5時間 (5日)	6時間 (6日)	10時間 (10日)	11時間 (11日)	12時間 (12日)	14時間 (14日)	16時間 (16日)	18時間 (18日)	20時間 (20日)

(注) 付与時間数＝()の日数×週5日勤務とした場合の平均勤務時間

(8) 週1時間以上、週5時間未満の勤務の者

勤務年数 (任用期間)		1年目				2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以上
		1月以上 2月以下	2月超 4月以下	4月超 6月以下	6月超 12月以下						
時間数 (日数)	週4時間勤務	2時間 (2日)	3時間 (3日)	4時間 (4日)	7時間 (7日)	8時間 (8日)	9時間 (9日)	10時間 (10日)	12時間 (12日)	13時間 (13日)	15時間 (15日)
	週3時間勤務	1時間 (1日)	2時間 (2日)	3時間 (3日)	5時間 (5日)	6時間 (6日)	6時間 (6日)	8時間 (8日)	9時間 (9日)	10時間 (10日)	11時間 (11日)
	週2時間勤務	1時間 (1日)	1時間 (1日)	2時間 (2日)	3時間 (3日)	4時間 (4日)	5時間 (5日)	5時間 (5日)	6時間 (6日)	6時間 (6日)	7時間 (7日)
	週1時間勤務	0時間 (0日)	0時間 (0日)	1時間 (1日)	1時間 (1日)	2時間 (2日)	2時間 (2日)	2時間 (2日)	3時間 (3日)	3時間 (3日)	3時間 (3日)

(注) 付与時間数＝()の日数×1日の勤務時間を1時間とする

※1年間の勤務日の日数が47日以下の場合は、取得不可

3 取得単位

1日(7時間45分)又は1時間(当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数)。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 退職時の残日数の引き継ぎ

一の会計年度において退職した日の翌日に引き続いて会計年度任用職員に任用された場合、退職し

た日の残日数を引き継ぐことができる。

この場合において、任用時に新たに年次有給休暇が付与されるときは、退職した所属における任用期間と任用した所属の辞令の期間を通算した期間に応じて付与される日数から、退職した所属において既に取得した日数を差し引いた日数を新たに付与する。

5 年度末における残日数の翌年度への繰越し

3月31日において休暇に残余日数がある者については、翌年度も引き続き会計年度職員に任用された場合、その勤務年数等に応じた別記1の2の(1)から(8)の表の日数を限度として、4月1日以降に繰り越すことができる。

(1) 繰越日数

任用期間満了時の残日数を繰り越す。ただし、付与された休暇のうち2年間行使(取得)しない分は、時効により消滅する。

(例) 週15時間勤務の場合

勤務年数		1年目		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以上
		4月1日～9月30日の間付用	10月1日～翌年3月31日の間付用						
繰越し できる 日数 (時間)	週15時間勤務(下 段：1日平均3 時間とした場合 の日数)	30時間 (10日)	0日	33時間 (11日)	36時間 (12日)	42時間 (14日)	48時間 (16日)	54時間 (18日)	60時間 (20日)

(注) 1 次の年度に繰り越せる時間数の上限を記載している。

2 時間数＝()の日数×週5日勤務とした場合の平均勤務時間(3時間)

(例) 週3時間勤務の場合

勤務年数		1年目		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目以上
		4月1日～9月30日の間付用	10月1日～翌年3月31日の間付用						
繰越し できる 日数 (時間)	週3時間勤務	5時間 (5日)	0日	6時間 (6日)	6時間 (6日)	8時間 (8日)	9時間 (9日)	10時間 (10日)	11時間 (11日)

(注) 1 次の年度に繰り越せる時間数の上限を記載している。

2 付与時間数＝()の日数×1日の勤務時間を1時間とする

(2) 繰越単位

日、時間及び分。ただし、(1)に定められた繰越日数を限度とする。

6 勤務年数

勤務年数とは、引き続き任用されている年数をいい、その計算は、会計年度による。

なお、年度途中において新たに雇用された者の1年未満の勤務期間は、これを1年とみなす。

別記第2（第2の1（2）ア、要綱第5の1（2）関係）

病 気 休 暇

1 付与日数

（1）私傷病

ア 要件

任期が6月以上の者又は教育委員会が任命する職に引き続き6月以上在職している者が、負傷又は疾病のため療養する必要がある場合（生理、妊娠疾病又は公務上の負傷若しくは疾病に該当する場合を除く。）

イ 付与日数

4月1日から翌年3月31日までの12月の間に与えることのできる病気休暇の日数については、次の表の付与日数（1日＝7時間45分）とする。ただし、（2）イの日数を合算して次の表の付与日数までを有給とし、それ以降は無給とする。

なお、任用期間が12月未満となる場合においては、2月をもって1日（7時間45分）の割合で逡減する。

勤務形態	付与日数
週28時間勤務	10日
週25時間勤務	9日
週24時間勤務	8日
週23時間15分勤務	8日
週21時間勤務	7日
週20時間勤務	7日

（2）公務上の傷病

ア 要件

公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある場合

イ 付与日数

必要と認められる期間。ただし、（1）イの日数を合算して（1）イの付与日数までを有給とし、それ以降は無給とする。

2 取得単位

1日（7時間45分）又は1時間（当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数）。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 換算方法

時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分をもって1日とする。

別記第3（第2の1（3）ア、要綱第5の1（3）ア関係）

夏 期 特 別 休 暇

1 要件

7月1日から9月30日までの期間（対象期間）の全部又は一部で任用されていること

2 付与日数

（1） 7月1日から9月30日までの3月の全てに任用期間がある場合

付与できる夏期特別休暇の日数については、次の表の日数（1日＝7時間45分）とする。

勤務形態	付与日数
週28時間勤務	4日
週25時間勤務	3日
週24時間勤務	3日
週23時間15分勤務	3日
週21時間勤務	3日
週20時間勤務	3日

（2） 7月1日から9月30日までの任用期間が3月未満となる場合

次の計算式により算出した日数とする。

付与日数＝（7月1日から9月30日までの間の任用日数／92日）×（1）の表の日数

※ 小数点以下の端数については、次のとおり算定する。

- ・ 0.25未満 …切捨て
- ・ 0.25以上0.75未満 …4時間
- ・ 0.75以上 …1日（＝7時間45分）

3 取得単位

休憩時間の前若しくは後の全勤務時間又は1日の全勤務時間

なお、休憩時間の前若しくは後の全勤務時間とは、勤務時間開始時から休憩時間開始時前までの時間帯又は休憩時間終了後から勤務時間終了時までの時間帯をいう（当該時間が時間単位又は分単位であることを問わない。）。

（例）週25時間勤務の者で、夏期特別休暇を取得しようとする日の勤務時間が10時～16時（ただし、休憩時間は、12時～13時）の者の取得単位

$$\left[\begin{array}{l} 10時～12時（2時間） \\ 13時～16時（3時間） \\ 10時～16時（休憩時間を除く5時間） \end{array} \right] \text{のいずれか}$$

4 換算方法

時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分をもって1日とする。

5 残日数（時間数）の取扱い

残日数（時間数）が3の取得単位のうち休憩時間の前又は後の全勤務時間のいずれか未満の時間数となった場合に限り、勤務時間開始時から連続し、又は勤務時間終了時まで連続した当該時間数を取得単位として付与することができる。

別記第4（第2の2（1）ア、要綱第5の2（4）関係）

看 護 休 暇

1 付与日数（時間）

- （1） 会計年度任用職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この別記第4において同じ。）が負傷又は疾病等の事由により看護（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、他に看護が可能な家族がいる場合であっても、子の看護を行う必要があり、実際にその看護に従事するとき
一の年度につきA時間（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、B時間）を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間
- （2） 会計年度任用職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、会計年度任用職員以外に看護者がいないと認められるとき
一の年度につきA時間を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間
- （3） （1）又は（2）により一の年度につき定められた期間の全てについて承認を受けた後、会計年度任用職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、会計年度任用職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、他に看護が可能な家族がいる場合であっても、子の看護を行う必要があり、実際にその看護に従事するとき）
一の年度につきC時間を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間

勤務形態	付与時間		
	A	B	C
週28時間勤務	28時間	56時間	11時間15分
週25時間勤務	25時間	50時間	10時間
週24時間勤務	24時間	48時間	9時間45分
週23時間15分勤務	23時間15分	46時間30分	9時間30分
週21時間勤務	21時間	42時間	8時間30分
週20時間勤務	20時間	40時間	8時間

2 取得単位

1日又は1時間（当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数）。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

別記第5（第2の2（2）ア、要綱第5の2（5）関係）

短期介護休暇

1 付与日数（時間）

負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この別記第5において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う場合において、他に介護が可能な家族がいる場合であっても、介護を行う必要があり、実際にその介護に従事するとき

一の年度につきA時間（要介護者が2人以上の場合にあっては、B時間）を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間

勤務形態	付与時間	
	A	B
週28時間勤務	28時間	56時間
週25時間勤務	25時間	50時間
週24時間勤務	24時間	48時間
週23時間15分勤務	23時間15分	46時間30分
週21時間勤務	21時間	42時間
週20時間勤務	20時間	40時間

2 取得単位

1日又は1時間（当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数）。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 要介護者の範囲

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、二親等以内の血族及び姻族、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者

別記第6（第2の1（2）のイ、第2の1（3）イ、第2の2（1）イ、第2の2（2）イ関係）

週20時間未満勤務の者の休暇（年次有給休暇を除く）

（勤務日数により取得可能日数等が異なるもの）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日		
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日		
休暇の種類	休暇の付与日数等					有給 無給	備考
病気休暇（私傷病（各年度））	10日	7日	5日	3日	1日	無給	注1、2
夏期特別休暇（各年度）	7月～9月の間で、原則として連続3日の範囲内の期間（勤務時間が割り振られていない日を除く。）					有給	注1、3
看護休暇（小学校就学前の子の看護（各年度））	5日（小学校就学前の子が2人以上の場合は10日）以内			取得不可		無給	注1、2
短期介護休暇（各年度）	5日（要介護者が2人以上の場合は10日）以内			取得不可		無給	注2、4

（注）1 次の者が取得できる。

- ・ 6月以上の任期が定められている者（病気休暇、夏期特別休暇）
- ・ 6月以上継続勤務している者（病気休暇、夏期特別休暇、看護休暇、短期介護休暇）

2 日又は時間単位で取得。1日当たりの時間換算は、1日に割り振られた勤務時間数とする。

（例）週18時間勤務＝1日6時間×3日勤務の場合

→1週間の勤務日数が「3日」欄の日数を適用し、1日＝6時間で換算

病気休暇の場合：5日×6時間＝30時間

週15時間勤務＝1日3時間×5日勤務の場合

→1週間の勤務日数が「5日」欄の日数を適用し、1日＝3時間で換算

子1人の看護の場合：5日×3時間＝15時間

3 業務の都合上連続して取得することが困難であれば、日又は半日単位で分割して取得することができる。

4 1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日において取得できる。

※ いずれも1年間の勤務日の日数が47日以下の場合は、取得不可